

令和 6 年

行方市農業委員会

第 1 回総会会議録

(令和 6 年 1 月 2 5 日)

令和6年1月25日 行方市農業委員会第1回総会を行方市役所北浦庁舎第1会議室において開催し、その内容は次のとおりである。

1 本日の会議に付した議案

議案第1号	農地法第3条の規定による権利の設定、移転の許可について
議案第2号	農地法第4条の規定による許可申請に対する転用許可について
議案第3号	農地法第5条の規定による許可申請に対する権利の設定、移転を伴う転用許可について
議案第4号	現況証明願について
議案第5号	農地パトロール（許可後の実施状況）について
議案第6号	行方市農用地利用集積計画（農地中間管理事業）の決定について
議案第7号	農地中間管理事業の推進に関する農用地利用配分計画案の意見決定について
議案第8号	農地中間管理事業の推進に関する農用地利用促進計画案の意見決定について
報告第1号	不動産登記法第105条第2号の仮登記情報について
報告第2号	農地パトロール（利用状況調査）結果報告について
報告第3号	制限除外の移動届の受理について
報告第4号	農地法第3条の3第1項の規定による届出書の受理について
報告第5号	農地法第18条第6項の規定による通知書の受理について
報告第6号	農業委員及び農地利用最適化推進委員活動状況について
報告第7号	令和6年度行方市農業施策に関する要望書の回答について

2 本日の出席委員

1番 矢 幡 幹 守	2番 谷田川 栄	3番 近 藤 芳 子
4番 茂 木 孝	5番 橋 本 清	6番 平 塚 実
7番 横 瀬 忠 美	8番 古 渡 武 文	9番 内 藤 宏 一
10番 本 澤 政 雄	11番 風 間 啓 次	12番 根 本 正 義
13番 小 沼 正 二	14番 大久保 正 一	15番 郡 司 正 彦
16番 椎 名 勇	17番 高 塚 利 英	18番 根 崎 和 枝
19番 清 水 量		

3 本日の欠席委員 なし

4 議事内容

事務局	(開会宣言) 午後 3時00分 それでは、ただいまより令和6年行方市農業委員会第1回総会を開会させていただきます。
	(会長挨拶) 総会議事日程第2、会長挨拶。 高塚農業委員会会長よりご挨拶をお願いいたします。 会 長 それでは、総会に先立ちまして、一言ご挨拶を申し上げます。 まず、改めまして、令和6年1月25日ということで、新年明けましておめでとうございます。今年も改選までよろしくお願いをしたいと思います。 今年は新年早々、石川県の能登半島の大地震がありまして、多くの方々が被災され、雪の降る中、厳しい避難生活を送られているということでありまして、誠に大変なものでございまして、お見舞いを申し上げたいと思います。 それで、農業委員会としても、義援金ではなくてお見舞いのほうを送りたいと思いますので、全員協議会のほうでちょっと協議をしていただきたいと思いますと考えております。 それから、今月19日ですか、県の会長会議がございまして、研修会と、それから知事を囲んでの新春農政座談会というものがありまして、知事のほうから、今年も知事がトップに立ってトップセールスをして、茨城農業発展のために全力を挙げてというような話も伺いました。一次産業、今年たつ年でありますので、どんどんと経済もよくなって、もうかる農業が発展すればなと考えております。 それから、コロナのほうも大分、昨年の5月に5類に移行して、収束するのかなと思ったら、またここへ来て第10波ということで、また感染者が増えているようでございます。皆さん感染に気を付けて、生活をしていただきたいと思います。 今月1月の総会に当たりまして、一言ご挨拶にかえます。よろしくお願いします。
事務局	(経過報告) ありがとうございました。 それでは、日程第3、経過報告。 1月の行事経過報告によりご説明いたします。 1月19日、令和5年度農業委員会会長研修会、こちらは水戸の京成ホテルにおきまして、高塚会長、事務局出席の下、研修会、代議員総会、新春農政座談会に出席をいたしました。 1月22日、23日、令和5年度茨城県市農業委員会会長会総会及び研修会、こちらは国民宿舎鵜の岬におきまして、高塚会長、事務局出席の下、議案審議、研修会を行いました。 1月25日、本日でございます。先ほど、総会前に農地部会及び農政部会を開催いたしました。本日、第1回の総会となっております。

事 務 局		(議長の選出)
	それでは、日程第４に入ります。 議長の選出につきましては、農業委員会規則第５条第１項により、高塚会長に議長としての議事進行をお願いいたします。	
議 長		(委員の出席状況)
	それでは、議事のほうを進めてまいります。ただいまの出席委員は１９名、欠席委員はゼロでありますので、定員に達しております。したがって、本日の総会は成立することを報告いたします。	
議 全 議		(会期)
	長	本日の会期は、本日１日としたいと思いますが、これにご異議ございませんか。
	員	異議なし。(全員一致)
議 長	長	異議なしと認め、会期は本日１日といたします。
		(会議録署名人の指名)
議 長	長	会議録署名人を議長において次のように指名いたします。 ９番内藤宏一委員　１０番本澤政雄委員。
議 長		(書記の任命)
	長	総会書記として、事務局稲田事務局長補佐、箕輪係長を任命いたします。
議 長		(議案の審議)
	長	それでは、議事に入ります。
議 長		(議案第１号)
	長	議案第１号　農地法第３条の規定による権利の設定、移転の許可についての件を議題といたします。事務局より説明願います。
事 務 局	議案第１号　農地法第３条の規定による権利の設定、移転の許可について、下記のとおり許可申請があったので提案する。令和６年１月２５日提出、行方市農業委員会　会長　高塚利英。 案件につきましては第１項から第１１項までとなっております。 事務局説明につきましては、事前に配付しておりますので割愛させていただきます。 なお、第１項から第１１項におきまして、農地法第３条第２項の各号に該当しないため、許可要件の全てを満たしていると考えます。以上です。	
議 長	長	それでは、１項ごとに審議をいたします。 まず、１項の調査員より調査の報告を求めます。３番、近藤委員。

3	番	3番、近藤でございます。1項について調査報告いたします。 調査には、本澤、清水両委員、大原、横田両推進委員に協力をしていただきました。 受人は、行方市在住の75歳の農業の男性の方です。水稻5,482平米、サツマイモ9,766.61平米、ネギ2万平米を作付しております。渡人は、行方市在住、59歳の男性です。申請理由は、農業経営規模拡大し、経営の安定を図るため、区分は、贈与による所有権移転です。渡人は後継者がいないため、贈与したいということで、今回の申請になりました。農業従事日数も300日以上、農機具もそろっております。今回権利を設定しようとする土地は、自宅から車で3分ほどの距離でございます。規模拡大したいためとのことであり、何の問題もなく、許可相当と調査してまいりました。皆様のご審議、よろしくお願いいたします。以上です。
議	長	調査の結果は、何ら問題はないということでした。審議をお願いいたします。ご異議ございませんか。
全	員	異議なし。(全員一致)
議	長	異議なしと認め、1項は原案のとおり可決いたします。
議	長	次に、2項の調査員より調査の報告を求めます。3番、近藤委員。
3	番	3番、近藤でございます。2項について調査報告いたします。 調査には、本澤、清水両委員、大原、横田両推進委員に協力をしていただきました。 受人は、行方市在住、63歳の農業の男性の方です。水稻4万4,389平米、サツマイモ2万2,026.35平米を作付しております。渡人は、行方市在住、59歳の男性です。申請事由は、農業経営規模拡大し、経営の安定を図るため、区分は、贈与による所有権移転です。渡人は後継者がいないため、現在耕作していただいている方に贈与したいとのことで、今回の申請になりました。農業従事日数も322日以上、農機具もそろっております。今回、権利を設定しようとする土地は、自宅から車で10分ほどの距離でございます。規模拡大したいためとのことであり、何の問題もなく、許可相当と調査してまいりました。皆様のご審議をよろしくお願いいたします。以上です。
議	長	調査の結果は、何ら問題がないということでした。審議をお願いいたします。ご異議ございませんか。
全	員	異議なし。(全員一致)
議	長	異議なしと認め、2項は原案のとおり可決をいたします。
議	長	次に、3項の調査員より調査の報告を求めます。5番、橋本委員。
5	番	5番、橋本です。3項の調査報告をします。 なお、この調査には平塚委員、宮内、内山両推進委員の協力の下、調査してまいりました。 譲渡人は、市内宇崎在住の80歳代の農業の男性の方です。譲受人は、市内宇崎在

議	長	住の５０歳代の農業兼会社員の男性の方です。２人の関係は親子です。場所は、根小屋セブンイレブン付近です。水稻１万９４５平米、畑９，９４５平米、合計２万８９０平米です。区分は、贈与による所有権の移転です。譲受人の従事日数は１５０日です。また、農作業等の使う機械がないため、友人から借りるそうです。許可相当が妥当と思います。委員の皆様のご審議のほどよろしく申し上げます。以上。
全	員	異議なし。（全員一致）
議	長	異議なしと認め、３項は原案のとおり可決いたします。
議	長	次に、４項、５項は関連がありますので、一括審議といたします。調査員より調査の報告を求めます。２番、谷田川委員。
２	番	２番、谷田川です。４項、５項は関連がありますので、一括でご報告いたします。なお、調査については、麻生、太田両地区、４名で調査をまいりました。４項の受人は、市内石神在住、７０代の農業の女性。渡人は、同じく石神在住、７０代の農業の男性です。５項は、受人、渡人が反対になり、土地の交換という形になります。２人の関係はおじとめいになります。申請事由については、４項、５項とも農業経営の規模拡大を図るため、区分については、双方贈与による所有権の移転です。調査の結果、許可相当と調査してまいりました。ご審議のほどよろしく申し上げます。以上です。
議	長	調査の結果は、許可相当ということでした。審議をお願いいたします。ご異議ございませんか。
全	員	異議なし。（全員一致）
議	長	異議なしと認め、４項、５項は原案のとおり可決いたします。
議	長	次に、６項の調査員より調査の報告を求めます。１５番、郡司委員。
１	５	番
		１５番、郡司です。第６項の調査報告いたします。この案件については、鈴木推進委員の協力をいただきました。譲受人、７２歳で、行方市荒宿に在住し、農業兼会社役員の方です。水稻、露地野菜など６６０アールほど営農しております。譲渡人、７６歳で、同市井上に在住し、農業の方です。申請事由は、農業経営の規模拡大です。区分は売買による所有権の移転になります。調査の結果、何ら問題ないものと調査してまいりました。皆様のご審議、よろしく申し上げます。以上です。
議	長	調査の結果は、何ら問題がないということでした。審議をお願いいたします。ご異議ございませんか。
全	員	異議なし。（全員一致）
議	長	異議なしと認め、６項は原案のとおり可決いたします。
議	長	次に、７項の調査員より調査の報告を求めます。１９番、清水委員。
１	９	番
		１９番、清水です。７項の調査報告をします。

		この案件の調査には、本澤、近藤両委員さんと大原、横田両推進委員さんのご協力をいただいて行ってまいりました。
		譲受人は、市内成田に在住する65歳の方であります。水稻、ネギ等2,218アールということで、22町歩1反8畝ですかを経営しているということでもあります。譲渡人は、農林振興公社ということです。申請事由は、農業経営の規模拡大のため、売買により所有権の移転をしたいというものであります。従事日数300日、農機具等も整っておりまして、問題のないものというふうに調査をしてまいりました。皆様方のご審議ほど、よろしくお願いいたします。
議	長	調査の結果は、何ら問題がないということでした。審議をお願いいたします。ご異議ございませんか。
全	員	異議なし。（全員一致）
議	長	異議なしと認め、7項は原案のとおり可決いたします。
議	長	次に、8項の調査員より調査の報告を求めます。2番、谷田川委員。
2	番	2番、谷田川です。8項の調査報告をいたします。 調査は、麻生、太田両地区、4名で調査をしてまいりました。 受人は、市内石神在住、30代の農業の男性。渡人は、農林振興公社です。申請事由については、農業の規模拡大を図るため。区分は、売買による所有権の移転です。調査の結果、農機具等もそろっており、許可相当と調査してまいりました。ご審議のほど、よろしくお願いいたします。以上です。
議	長	調査の結果は、農機具等もそろい、許可相当ということでした。審議をお願いいたします。ご異議ございませんか。
全	員	異議なし。（全員一致）
議	長	異議なしと認め、8項は原案のとおり可決をいたします。
議	長	次に、9項、10項は関連がありますので、一括審議といたします。調査員より調査の報告を求めます。16番、椎名委員。
1	6	番
		16番、椎名です。9項、10項関連がありますので、一括して調査報告をします。 調査には、矢幡委員さん、推進委員の森山さん、箕輪さんの協力をいただきました。 受人は、9項、10項とも、潮来市の農業法人代表の女性です。渡人は、9項が行方市井貝在住、61歳男性、10項が同所の54歳男性です。2人は兄弟になります。申請事由は、2項とも農業経営の拡大・充実のためです。区分も、2項とも売買による所有権の移転です。周辺農地も同法人が耕作しております。権利取得後の経営面積は、4万9,071平米となります。作付けとしては、カンショ、トマト、ネギ、ハウレンソウ等になります。許可相当と調査してまいりました。皆様のご審議よろしくお願いいたします。以上です。
議	長	調査の結果は、許可相当ということでした。審議をお願いいたします。ご異議ございませんか。

全 議	員 長	異議なし。（全員一致） 異議なしと認め、９項、１０項は原案のとおり可決をいたします。
議 1 5	長 番	次に、１１項の調査員より調査の報告を求めます。１５番、郡司委員。 １５番、郡司です。第１１項の調査報告いたします。 この案件については、鈴木推進委員の協力をいただきました。 譲受人は５６歳で、行方市井上に在住し、農業兼会社員の方です。水稻、露地野菜など１０５アールほど営農しております。譲渡人、８４歳で、神奈川県川崎市に在住し、主婦の方です。申請事由は、農業経営の規模拡大です。区分は、売買による所有権移転になります。調査の結果、問題ないものと調査してまいりました。皆様のご審議よろしく申し上げます。以上です。
議	長	調査の結果は、何ら問題がないということでした。審議をお願いいたします。ご異議ございませんか。
全 議	員 長	異議なし。（全員一致） 異議なしと認め、１１項は原案のとおり可決をいたします。
議	長	（議案第２号） 続いて、議案第２号 農地法第４条の規定による許可申請に対する転用許可についての件を議題といたします。事務局より説明願います。
事 務 局		議案第２号 農地法第４条の規定による許可申請に対する転用許可について、下記のとおり許可申請があったので提案する。令和６年１月２５日提出、行方市農業委員会会長 高塚利英。 案件につきましては第３項までとなっております。 事務局説明につきましては、事前に配付しておりますので、割愛させていただきます。以上です。
議 1 4	長 番	それでは、１項ごとに審議をいたします。 １項の調査員より調査の報告を求めます。１４番、大久保委員。 ４条１項について調査報告します。 この案件は、根本委員、日下、吉田両推進委員の協力を得ました。 なお、この案件は、昨年の１０月の総会で農振除外の許可を得ました農地であります。 申請人の方は、小幡在住、６０歳代の男性の方。ハウスでハウレンソウ、ワサビナ等を夫婦２人で栽培している専業農家の方です。申請事由は、記載のとおり、農家住宅及び倉庫・駐車場の建設になります。今の住宅は敷地が狭く、身の移動が大変であり、移築を考えたそうです。今回申請した土地は、出入りが広く、自宅ハウスまでが近いことが挙げられます。事業計画書、残高証明書等関係書類も整っており、何の問題もなく、許可相当と調査してまいりました。皆様のご審議よろしく申し上げます。以上です。

議	長	調査の結果は、何ら問題はなく、許可相当ということでした。審議をお願いいたします。ご異議ございませんか。
全	員	異議なし。（全員一致）
議	長	異議なしと認め、１項は原案のとおり可決いたします。
議	長	次に、２項、３項は関連がありますので、一括審議といたします。調査員より調査の報告を求めます。１５番、郡司委員。
１	５	番
		１５番、郡司です。２項、３項は関連がありますので、一括で報告いたします。調査は、高塚会長、私郡司と野原推進委員で行いました。 この案件は、昨年１０月総会において、農振除外をお願いしたものです。 ２項、３項ともに申請人は、市内手賀在住、無職、８０代の男性の方です。２項の申請事由は、宅地の敷地拡張で、隣接する農地を平成９年頃より宅地の敷地として利用していたということで、今回、宅地への進入路拡幅申請を機に是正したいということです。３項の申請事由は、宅地への進入路であります。敷地への建築基準法上の接道要件を満たすためには進入路の拡幅が必要となり、隣接する農地を進入路として使用したいということです。場所は、県道水戸神栖線、小座山の信号より南へ約４００メートルのところになり、事業計画書、始末書等必要書類もそろっており、許可相当と調査してまいりました。皆様のご審議よろしく申し上げます。以上です。
議	長	調査の結果は、必要書類もそろっており、許可相当ということでした。審議をお願いいたします。ご異議ございませんか。
全	員	異議なし。（全員一致）
議	長	異議なしと認め、２項、３項は原案のとおり可決いたします。
		（議案第３号）
議	長	次に、議案第３号 農地法第５条の規定による許可申請に対する権利の設定、移転を伴う転用許可についての件を議題といたします。事務局より説明願います。
事	務	局
		議案第３号 農地法第５条の規定による許可申請に対する権利の設定、移転を伴う転用許可について、下記のとおり許可申請があつたので提案する。令和６年１月２５日提出、行方市農業委員長 高塚利英。 案件につきましては第１０項までとなっております。 事務局説明につきましては、事前に配付しておりますので割愛させていただきます。以上です。
議	長	それでは、１項ごとに審議をいたします。１項の調査員より調査の報告を求めます。１６番、椎名委員。
１	６	番
		１６番、椎名です。第１項の調査報告をします。 調査には、矢幡委員さん、推進委員の森山さん、箕輪さんの協力をいただきました。

		受人は、大阪府の発電事業者代表の男性です。渡人は、行方市島並在住、58歳、会社員の男性です。申請事由は、太陽光発電設備を設置するための敷地とするためです。区分は、売買による所有権の移転です。現地は第2種農地として判断され、原則、許可となり得る農地です。パネル枚数162枚、年間約107万円程度の売上げを見込むそうです。売電価格は11円です。資金計画表、地元区長の同意書、隣接地の同意書等関係書類も添付されており、許可相当と調査してまいりました。皆様のご審議よろしくお願いいたします。以上です。
議	長	調査の結果は、関係書類も添付され、許可相当ということでした。審議をお願いいたします。ご異議ございませんか。
全	員	異議なし。（全員一致）
議	長	異議なしと認め、1項は原案のとおり可決いたします。
議	長	次に、2項の調査員より調査の報告を求めます。13番、小沼委員。
1	3	13番、小沼です。2項の調査報告をします。 この調査には、麻生、太田、4人で調査をしてまいりました。 譲受人は、広島県広島市太陽光発電事業法人の男性の方です。譲渡人は、行方市小高80代の男性の方です。申請理由は、太陽光発電設備、区分は売買での所有権移転です。現在休耕している土地を自然エネルギーに役立てたいと思い、手放したそうです。場所は、麻生こども園西側になります。パネル144枚、44.5キロワット。事業計画書、資金計画書、残高証明書、その他関係書類も整っており、許可相当と調査をしてまいりました。皆様のご審議よろしくお願いいたします。
議	長	調査の結果は、関係書類も整っており、許可相当ということでした。審議をお願いいたします。ご異議ございませんか。
全	員	異議なし。（全員一致）
議	長	異議なしと認め2項は原案のとおり可決いたします。
議	長	次に、3項の調査員より調査の報告を求めます。15番、郡司委員。
1	5	15番、郡司です。第3項について調査報告いたします。 調査は、高塚会長と私郡司と野原推進委員で行いました。 この案件は、昨年10月総会において、農振除外をお願いしたものです。 譲受人は、市内手賀在住、会社員で60代の男性の方です。譲渡人も市内手賀在住、無職で80代の男性の方です。2人は同居の親子で、区分は使用貸借権になります。申請事由は、宅地への進入路ということで、宅地の新築建て替えに当たり、建築基準法上の接道要件で進入路が必要となり、隣接する父親の農地を借り受けて、進入路にするそうです。場所は、県道水戸神栖線、小座山の信号より南へ400メートルくらいのところ。必要書類もそろっており、許可相当と調査してまいりました。皆様のご審議、よろしくお願いいたします。以上です。
議	長	調査の結果は、必要書類もそろっており、許可相当ということでした。審議をお願いいたします。ご異議ございませんか。
全	員	異議なし。（全員一致）

議	長	異議なしと認め、3項は原案のとおり可決いたします。
議 6	長 番	次に、4項の調査員より調査の報告を求めます。6番、平塚委員。 6番、平塚です。第4項の調査報告をいたします。 この調査には、橋本委員、宮内、内山推進委員のご協力をいただきました。 譲受人は、市内新宮在住、20代の夫婦です。譲渡人は、市内成田在住の80代の方です。当該土地は、北浦三育中学校の南側で、県道水戸鉾田佐原線から西に150メートルほどの地点で、面積は2筆合わせて457平米、地目は田ですが、現況は雑種地で、果樹が植わっています。申請事由は、自己用住宅のための売買による所有権移転です。転用事由は、現在、妻の実家で同居していますが、子供も2人となり、手狭になったため、自分の家を持ちたいということです。所有者の方も高齢となり、当該土地の譲渡を希望していたようです。周辺農地への影響はなく、連たん性もあります。必要書類も添付され、許可相当と調査してまいりました。委員の皆様のご審議をお願いいたします。以上。
議 全 議	長 員 長	調査の結果は、必要書類もそろい、許可相当ということでした。審議をお願いいたします。ご異議ございませんか。 異議なし。（全員一致） 異議なしと認め、4項は原案のとおり可決いたします。
議 2	長 番	次に、5項、6項は関連がありますので、一括審議といたします。調査員より調査の報告を求めます。2番、谷田川委員。 2番、谷田川です。5項、6項は関連がありますので、一括でご報告いたします。調査については、麻生、太田両地区、4名で調査してまいりました。 受人は5項、6項とも、鹿嶋市内の太陽光事業を営む法人です。渡人は、市内根小屋在住、80代の無職の男性です。5項の申請事由は、太陽光発電設備の設置です。区分は、所有権の移転になります。6項の申請事由は、進入路として使用するため。区分は、使用貸借となります。 この土地は、昨年10月に農振除外の申請が出されております。 調査の結果、関係書類等も整っており、許可相当と調査してまいりました。ご審議のほど、よろしくをお願いいたします。以上です。
議 全 議	長 員 長	調査の結果は、関係書類も整っており、許可相当ということでした。審議をお願いいたします。ご異議ございませんか。 異議なし。（全員一致） 異議なしと認め、5項、6項は原案のとおり可決いたします。
議 9	長 番	次に、7項、8項も関連がありますので、一括審議といたします。調査員より調査の報告を求めます。9番、内藤委員。 9番、内藤です。7項、8項については関連がありますので、一括で調査報告をいたします。 この案件につきましては、風間、根崎両委員さん、関口推進委員の協力の下、調査

		をしてまいりました。
		7 項、8 項の譲受人は、市内浜に在住する法人会社代表の男性です。7 項の譲渡人の方は、玉造甲に在住する 4 8 歳、会社員兼農業の男性です。8 項の譲渡人の方は、同じく玉造甲に在住する 8 1 歳の無職の女性です。申請事由につきましては、7 項、8 項とも特定建築条件付売買予定地として、区分については、売買による所有権移転です。譲受人は、申請地に建設条件住宅として 2 棟を建設する予定です。現場は、ちょうど国道 3 5 4 号、北浦方面に向かって泉の信号手前のところをちょっと 1 0 0 メートルぐらい入ったところです。必要書類としては、事業計画書、資金計画書等整っておりますので、調査の結果は、許可相当と調査してまいりました。皆様方のご審議をよろしく申し上げます。以上です。
議	長	調査の結果は、必要書類も整っているということであります。審議をお願いいたします。ご異議ございませんか。
全	員	異議なし。（全員一致）
議	長	異議なしと認め、7 項、8 項は原案のとおり可決いたします。
議	長	次に、9 項、1 0 項も関連がありますので、一括審議といたします。調査員より調査の報告を求めます。1 5 番、郡司委員。
1	5	番
		1 5 番、郡司です。9 項、1 0 項は関連がありますので、一括で報告いたします。調査は、高塚会長、私郡司と野原推進委員で行いました。
		9 項、1 0 項ともに、借受人は鹿嶋市にある法人代表の男性です。9 項貸人は、市内手賀在住、5 0 代の男性の方です。1 0 項の貸人は、市内玉造甲在住、6 0 代の女性の方です。申請事由は、土砂等運搬通路及び待機場とのことで、区分は賃借権の設定です。土砂採取事業に当たり、運搬車両等の搬入路がないため、一時転用により運搬通路を設けたいということです。場所は、霞ヶ浦聖苑の西側のところになります。事業計画書、土地改良区意見書、原形復旧誓約書等必要書類もそろっており、許可相当と調査してまいりました。皆様のご審議よろしく申し上げます。以上です。
議	長	調査の結果は、必要書類も整っており、許可相当ということでした。審議をお願いいたします。ご異議ございませんか。
全	員	異議なし。（全員一致）
議	長	異議なしと認め、9 項、1 0 項は原案のとおり可決いたします。
		（議案第 4 号）
議	長	次に、議案第 4 号 現況証明願についての件を議題といたします。事務局より説明願います。
事	務	局
		議案第 4 号 現況証明願について、下記のとおり証明願があったので提案する。令和 6 年 1 月 2 5 日提出、行方市農業委員会 会長 高塚利英。
		案件につきましては第 1 項のみとなっております。
		事務局説明につきましては、事前に配付しておりますので割愛させていただきます。

		す。以上です。
議 2	長 番	それでは、1項の調査員より調査の報告を求めます。2番、谷田川委員。 2番、谷田川です。1項の調査報告をいたします。 なお、調査については、麻生、太田両地区、4名で調査をしてまいりました。 申請人は、市内根小屋在住、80代の男性です。願出要旨は、地目変更登記のため。区分は、非農地証明です。調査の結果、20年以上前から山林化しており、復元は難しい状況で、証明書発行は妥当であると調査してまいりました。ご審議のほどよろしく願いいたします。以上です。
議 全 議	長 員 長	調査の結果は、畑に戻すことは難しいということでした。審議をお願いいたします。ご異議ございませんか。 異議なし。（全員一致） 異議なしと認め、1項は証明書を交付することに決定をいたします。
		(議案第5号)
議 事 務 局	長	次に、議案第5号 農地パトロール（許可後の実施状況）についての件を議題といたします。事務局より説明願います。 議案第5号 農地パトロール（許可後の実施状況）について、下記のとおり提案する。令和6年1月25日提出、行方市農業委員長 高塚利英。 別紙になります。資料ナンバー1をご覧くださいと思います。 許可後の状況調査のほうは、毎年実施させていただいている農地パトロールでございまして、実施区域は管内全域になります。内容につきましては、令和4年4月から令和5年3月までの転用許可を受けたものでございます。既に工事を完了して、完了届が提出されているものは除いてあります。農地法第4条、5条、5条の中でも一時転用あるいは農地改良協議と制限除外、それから過去に営農型太陽光の許可を受けたものを対象としまして、実施時期については、来月の2月1日、6日、7日を予定しております。 班編制につきましては、資料ナンバー1の1ページ目でございますとおり、ご確認ください。農地部会のほうにも協議させていただいて班編制のほうをしておりますが、麻生地区、北浦地区、玉造地区全て2班体制ということで、一覧をよくご覧いただきたいと思います。 実際に見に行くところにつきましては、3ページ目以降に、地区ごとに一覧表となっておりますので、ご確認をいただければと思います。以上です。
議 1 2 番	長 番	農地パトロールにつきましては、本日総会前に農地部会を開催し、ご審議をいただいております。 ここで、根本農地部会長より報告を求めます。根本農地部会長。 12番、根本です。 総会前に農地部会を開催いたしまして、ただいま事務局より説明がありましたとおり、農地パトロールについて審議いたしました。今回は、転用許可後の実施状況に

		について確認するためのパトロールを実施いたします。日程及び担当につきましては、別紙に記載のとおりとなりますので、確認のほうをよろしくお願いいたします。インフルエンザの流行時期であります、感染対策を講じながら実施してまいりたいと思いますので、ご協力をよろしくお願いいたします。以上です。
議	長	ありがとうございました。ただいまの説明に対して、審議をお願いいたします。ご異議ございませんか。
全	員	異議なし。（全員一致）
議	長	異議なしと認め、原案のとおり実施することに決定をいたします。
		（議案第6号）
議	長	議案第6号 行方市農用地利用集積計画（農地中間管理事業）の決定についての件を議題といたします。事務局より説明願います。
事	務	局
		議案第6号 行方市農用地利用集積計画（農地中間管理事業）の決定について、下記のとおり、決定を求められたので提案する。令和6年1月25日提出、行方市農業委員会 高塚利英。
		別紙、資料ナンバー2をご覧くださいと思います。
		茨城県農地中間管理機構として中間管理事業を実施する公益社団法人、茨城県農林振興公社の中間管理権を取得する計画となります。
		2枚目、農地中間管理事業・総括表でご説明いたします。
		新規設定、田、8件、32筆、3万7,727平米、畑が1件、2筆、2,109平米となります。合計9件、34筆、3万9,836平米となります。
		次のページ、農用地利用集積計画一覧表におきまして、設定者、受ける者、土地、期間、賃借料、契約年数が記載されておりますので、ご確認いただきたいと思います。以上です。
議	長	審議をお願いいたします。ご異議ございませんか。
全	員	異議なし。（全員一致）
議	長	異議なしと認め、行方市農用地利用集積計画（農地中間管理事業）の決定については、原案のとおり決定いたします。
		（議案第7号）
議	長	議案第7号 農地中間管理事業の推進に関する農用地利用配分計画案の意見決定についての件を議題といたします。事務局より説明願います。
事	務	局
		議案第7号 農地中間管理事業の推進に関する農用地利用配分計画案の意見決定について、下記のとおり、意見を求められたので提案する。令和6年1月25日提出、行方市農業委員会 高塚利英。
		別紙、資料ナンバー3をご覧くださいと思います。
		令和6年1月10日付で行方市長より行方市農業委員会 宛てに農用地利用配分計画案に関わる意見を求められております。計画案につきましては、農地中間管理事

議 全 議	長	業を実施する公益社団法人茨城県農林振興公社の要請によりまして、市が公社に提出するものとなります。計画案が34筆、3万9,836平米となります。詳細につきましては、次のページの一覧表でご確認いただきたいと思います。
	員	なお、議案第6号の農用地利用集積計画の報告と本配分計画案の決定は同時施行となります。これによりまして、農地中間管理権を得た農地中間管理機構が農用地利用配分計画を定め、報告することにより、農地中間管理機構が受け手に農地を貸し付けるという流れの手續となります。以上です。
	長	それでは審議をお願いいたします。ご異議ございませんか。 異議なし。（全員一致） 異議なしと認め、農地中間管理事業の推進に関する農用地利用配分計画案の意見決定については、原案のとおり決定いたします。
議 事 務 局		（議案第8号）
	長	議案第8号 農地中間管理事業の推進に関する農用地利用促進計画案の意見決定についての件を議題といたします。事務局より説明願います。
	局	議案第8号 農地中間管理事業の推進に関する農用地利用促進計画案の意見決定について、下記のとおり意見を求められたので提案する。令和6年1月25日提出、行方市農業委員長 高塚利英。 別紙、資料ナンバー4をご覧くださいと思います。 令和6年1月10日付で、行方市長より行方市農業委員長宛てに、農用地利用促進計画案に係る意見を求められております。計画案は農地の再転貸を行うものであり、計画案が3筆、6,513平米となります。詳細につきましては、次のページ一覧表でご確認いただきたいと思います。以上です。
議 全 議	長	それでは、審議をお願いいたします。ご異議ございませんか。
	員	異議なし。（全員一致）
	長	異議なしと認め、農地中間管理事業の推進に関する農用地利用促進計画案の意見決定については、原案のとおり決定いたします。
議 事 務 局		（報告第1号）
	長	次に、報告案件に入ります。報告第1号 不動産登記法第105条第2号の仮登記情報についての件を事務局より説明願います。
	局	報告第1号 不動産登記法第105条第2号の仮登記情報について、下記のとおり報告する。令和6年1月25日提出、行方市農業委員長 高塚利英。 土地につきましては2項ありまして、玉造地内の田2筆となります。第1項につきましては、仮登記年月日が令和5年の11月8日。仮登記内容としまして、令和5年10月31日売買になります。農地法第5条許可の条件付き所有権移転として登記されております。第2項につきましては、仮登記年月日が令和5年11月14日、仮登記内容につきましては令和5年11月11日売買。農地法第5条許可条件付きの所有権移転となります。以上です。

議	長	それでは、1項、2項は関連がありますので、一括で調査委員より調査の報告を求めます。8番、古渡委員。
8	番	8番、古渡です。第1項、第2項は関連がありますので、一括報告をいたします。この案件には、推進委員の川島さんに同行していただきました。 第1項の所有者は、行方市玉造地内に住む74歳の男性です。第2項の所有者は、行方市玉造甲に住む89歳の女性です。仮登記権利者は、第1項、第2項とも行方市浜に住む不動産会社となります。仮登録年月日は、第1項につきましては令和5年11月8日、仮登記内容としては、農地法5条の許可の条件付き仮登記です。第2項につきましては、令和5年11月14日、仮登記内容は、同じく農地法5条許可の条件付で仮登記となります。上記案件につきましては、仮登記権者へ調査を行いました。今後、住宅用地として10区画程度整備する計画のことです。現在、関係法令の調査中であり、4月に転用申請の予定していることでした。場所は、玉造庁舎から南東へ400メートル、診療所から80メートルに位置し、水道及び下水道が整備された区域であるため、第3種農地であり、立地条件も満たされております。現況は大型ハウスが設置されておりますが、耕作はされておられません。転用許可申請時には一般許可条件として申請目的の確実に実現されるか、周辺農地の営農条件に支障を及ぼすおそれがないか慎重に審査を行いたいと思います。以上、報告をいたします。皆様方のご審議よろしくお願いいたします。以上です。
議	長	ただいまの報告につきまして、審議を求めます。ご異議ございませんか。
全	員	異議なし。（全員一致）
議	長	異議なしと認めます。古渡委員には、引き続き監視、指導をよろしくお願いをいたします。
		（報告第2号）
議	長	報告第2号 農地パトロール（利用状況調査）結果報告についての件を議題といたします。事務局より説明願います。
事	務	次に、報告第2号 農地パトロール（利用状況調査）結果報告について、下記のとおり報告する。令和6年1月25日提出、行方市農業委員会 高塚利英。
局		総会資料の別紙5のほうをご覧くださいと思います。 昨年7月から8月の一斉パトロール、それから、委員の皆様の個別パトロールにより実施しました利用状況調査の集計結果になります。 1枚目が、麻生地区、北浦地区、玉造地区と、最後に行方市全体の集計の結果となっております。めくっていただきまして、次からまず新規の遊休農地発生の集計表になっています。その次のページが継続分と新規を合わせた分の全体の集計表になります。そして、A分類につきましては、利用意向調査を行ってまいります。最後のほうに意向調査の筆別一覧表となっております。ご確認いただければと思います。 調査結果の詳細につきましては、地区の代表委員さんより報告をいただきたいと思います。

			います。以上です。
議	長		ここで、各地区の代表より、農地パトロール（利用状況調査）の内容報告をお願いいたします。初めに、麻生地区代表で橋本委員より報告をお願いします。
5	番		5番、橋本です。資料ナンバー5を見ていただきたいと思います。 それでは、麻生地区の農地パトロールの結果につきまして報告させていただきます。 麻生地区の一斉農地パトロールは、昨年7月27、28、8月1日、それと10日に実施いたしました。 AのA分類について、筆数が173、面積が17万6,975平米、AのB分類については、筆数が379筆、面積が40万7,065平米です。B分類については、筆数が868筆、面積が75万4,574平米です。合計1,402筆、面積が133万8,614平米です。うち農用地区域内が1,031筆、面積が98万3,458平米となります。以上が麻生地区の農地パトロールの結果です。
議	長		ありがとうございます。次に、玉造地区代表で風間農地部会長代理者より報告をお願いします。風間農地部会長代理者。
1	1	番	11番、風間です。それでは、玉造地区の農地パトロールの結果につきまして、ご報告をさせていただきます。 玉造地区の一斉農地パトロールは、8月4、7、8日を実施いたしました。 AのA分類について、筆が144筆、面積が12万8,336平米です。AのB分類について、筆が410筆、面積が42万52平米です。B分類について、筆が989筆、面積が86万1,842平米です。合計1,543筆で、面積が141万230平米です。うち農用地区域内が236筆、面積が31万9,024平米となります。以上が玉造地区の農地パトロールの結果となります。以上であります。
議	長		ありがとうございます。 最後に、北浦地区代表で根本農地部会長より報告願います。根本農地部会長。
1	2	番	12番、根本です。委員の皆様におかれましては、7月、8月の大変お忙しい中、また暑い中、農地パトロールを大変ご苦労さまでございました。 それでは、北浦地区の農地パトロールの結果について、ご報告させていただきます。 北浦地区の一斉農地パトロールは、8月2日から3日にかけて実施いたしました。 AのA分類について、120筆、面積が16万4,036平米。AのB分類について、269筆、面積が36万2,949平方メートルです。B分類については569筆、面積は52万4,854平米です。合計958筆、面積が105万1,839平米。うち農用地区域内が307筆で、面積が47万337平米となります。以上が北浦地区の農地パトロールの結果です。 また、行方市全体といたしましては、AのA分類については、437筆、面積が46万9,347平米です。AのB分類については、1,058筆、面積が119万66平米です。B分類については、2,426筆、面積が214万1,270平米です。合計、3,921筆で、面積が380万683平米です。うち、農用地区域

議

長

内が1,631筆で、面積が177万2,819平米となります。
委員の皆様には、お忙しい中、大変ご苦労さまでございました。今後ともご協力の
ほどよろしく願いいたします。以上です。
ありがとうございます。ただいま各代表委員より報告がございましたが、遊休農
地対策は農業委員会として非常に重要な取組の一つとなっておりますので、今後と
も委員の皆様にはご協力をお願い申し上げます。

議

長

(報告第3号) (報告第4号) (報告第5号)
(報告第6号) (報告第7号)
報告第3号 制限除外の移動届の受理について、報告第4号 農地法第3条の3第
1項の規定による届出書の受理について、報告第5号 農地法第18条第6項の規
定による通知書の受理について、報告第6号 農業委員及び農地利用最適化推進委
員活動状況について、報告第7号 令和6年度行方市農業施策に関する要望書の回
答について、以上報告案件について、一括して事務局より説明願います。

事 務 局

報告第3号 制限除外の移動届の受理について、下記のとおり報告する。令和6年
1月25日提出、行方市農業委員長 高塚利英。
案件につきましては第1項のみとなっております。高圧架空送電線鉄塔建設のため
の届出となります。以上です。
続きまして、報告第4号 農地法第3条の3第1項の規定による届出書の受理につ
いて、下記のとおり報告する。令和6年1月25日提出、行方市農業委員長 高
塚利英。
こちらは相続によりまして所有権を取得された方の届出の一覧となります。第1項
から第14項までとなります。ご確認いただきたいと思います。
続きまして、報告第5号 農地法第18条第6項の規定による通知書の受理につ
いて、下記のとおり報告する。令和6年1月25日提出、行方市農業委員長 高塚
利英。
こちらにつきましては合意解約して賃借権を解約した通知のあった一覧となりま
す。第1項から第10項までです。ご確認いただきたいと思います。
続きまして、報告第6号 農業委員及び農地利用最適化推進委員活動状況につ
いて、下記のとおり報告する。令和6年1月25日提出、行方市農業委員長 高塚
利英。
こちらは12月に提出いただきました皆様の委員の活動記録簿を集計したものとな
ります。こちらをご確認いただきたいと思います。
続きまして、報告第7号 令和6年度行方市農業施策に関する要望書の回答につ
いて、下記のとおり報告する。令和6年1月25日提出、行方市農業委員長 高塚
利英。
別紙資料ナンバー6をご覧いただきたいと思います。
こちらは令和5年12月18日に役員の皆さんで要望書を市長へ提出してしまし
た。それを受けまして、12月26日付で行方市長より回答がございました。内容

議
全
議

につきましては、大変申し訳ございませんが、事前に配付しておりますので、各自ご確認をいただきたいと思います。

意見交換におきまして、地域計画の策定に向けた行政側の積極的な取組を促しました。また、所得安定対策として、農業資材等の高騰に関する補助について、継続して補助を行うよう強く求めました。また、担い手の確保、鳥獣害被害の対策等について、市のできることを行うよう強く要望してきました。要望に対して、積極的に農業施策を行うことを確認できた意見交換会となりました。以上です。

長 報告案件についての審議を求めます。ご異議ございませんか。

員 異議なし。（全員一致）

長 それでは、異議なしと認めます。

（閉会宣告） 午後 4時05分

議

長 これにて、本総会に付議されました案件の審議は全て終了いたしました。よって、第1回総会を閉会いたします。皆様、ご苦労さまでした。